平成２４年（フ）第７２号
静岡県沼津市上土町66番地　センタービル４－Ｃ、前住所静岡県沼津市白銀町８番地の10　ブラウンビル203号室
債務者　松倉佐友里
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
愛知県一宮市三条字天神西６番地３　アルエット203号
債務者　宝来　　努
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４４０号
香川県高松市仏生山町甲349番地３
債務者　久保　隆司
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４８号
香川県高松市仏生山町甲839番地８　シャンボール仏生山407号室
債務者　松田　隆弘
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１０９号
沖縄県那覇市曙１丁目４番８号　コーポあけぼの303
債務者　赤嶺　麻美（旧姓翁長）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１１号
北海道砂川市西五条北16丁目１番２―11号
債務者　秋元　信夫
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
北海道芦別市上芦別町105番地の159
債務者　芦名　和巳
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
北海道滝川市滝の川町東４丁目14番15号畑原良樹方
債務者　寺口　公久
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
北海道登別市札内町303番地１
債務者　上野　昭治
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第８号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉190番地１のぞみ団地２号棟101
債務者　児玉　輝樹
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
北海道登別市新川町２丁目30番地14
債務者　澤田加代子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
福島県会津若松市慶山２丁目３番29号　カルマードフェリス203号、前住所福島県会津若松市金川町７番27号
債務者　星　　貴雄
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
神奈川県平塚市中堂17番９号　勝ビル405号
債務者　宮澤　大輔
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８５号
神奈川県厚木市温水2298―７　メルベーユＢ棟、住民票上の住所神奈川県厚木市愛甲186番地
債務者　安西　幸三
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８６号
神奈川県厚木市温水2298―７　メルベーユＢ棟、住民票上の住所神奈川県厚木市妻田北３丁目16番３号　アルファルス107
債務者　安西　恵子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１１０号
神奈川県厚木市金田393番地６
債務者　鮫田美佐江
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２４号
新潟県新発田市稲荷岡2276番地６
債務者　木川　順博
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部